

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」と「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」と「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第十六条関係）

扶 養 手 当 認 定 簿

氏 名	
職員の区分	<input type="checkbox"/> 特定管理職員以外の職員 <input type="checkbox"/> 特定管理職員 (年 月 から)

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出提出 (受理) 年月日	届出事実 の発生日	届出の事由	支給の始期・終期 (満22歳年度末)
	配偶者	年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 分から
			年 月 日	年 月 日		年 月 分まで
			年 月 日	年 月 日		年 月 分から
			年 月 日	年 月 日		年 月 分まで
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月 分から
			年 月 日	年 月 日		年 月 分まで ()
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月 分から
			年 月 日	年 月 日		年 月 分まで ()
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月 分から
			年 月 日	年 月 日		年 月 分まで ()
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月 分から
			年 月 日	年 月 日		年 月 分まで ()

2 扶養手当の月額認定(支給額の改定)

支給開始(終了)・ 支給額改定時期	認定扶養 親 族 (子以外)	認定扶養 親 族 (子)	うち加算 措置対象	扶養手当 の月額	認定等の 事由	任命権者の認定(確認)欄	
						認定(確認) 年 月 日	職・氏名
年 月 分 {から} {まで}	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	印
年 月 分 {から} {まで}						年 月 日	印
年 月 分 {から} {まで}						年 月 日	印
年 月 分 {から} {まで}						年 月 日	印
年 月 分 {から} {まで}						年 月 日	印
年 月 分 {から} {まで}						年 月 日	印
年 月 分 {から} {まで}						年 月 日	印
年 月 分 {から} {まで}						年 月 日	印

3 備 考

--

<記入上の注意>

- 「職員の区分」欄には、職員の区分に応じ、該当する口にレ印をつける。
- 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()内に記入する。
- 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあつては、届出受理日を()書で付記する。
- 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄の()内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出提出(受理)年月日」欄及び「届出事実の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 特定管理職員以外の職員が特定管理職員となり支給要件を喪失する扶養親族がいる場合は、「届出提出(受理)年月日」欄及び「届出事実の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「特定管理職員への異動」と記入する。
- 職員が職員の給与に関する規則第15条の3第1項又は第2項に該当し、支給額の改定がある場合は、「認定等の事由」欄に「本庁部長級職員」又は「本庁局長級職員」と記入する。
- 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

別記様式第三号から別記様式第四号までの様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第五号中
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

める。

別記様式第十一号から別記様式第十三号までの様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第十五号の五中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第十五号の八から別記様式第十五号の十二までの様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第十五号の十五から別記様式第十五号の二十二までの様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第十五号の二十四から別記様式第十五号の二十六までの様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第十六号及び別記様式第十七号中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。